

宮崎県立美術館で展覧会を開きませんか。

令和7年度(前期)の県民ギャラリー利用者を追加募集します。

申請受付期間 **空き期間が埋まるまで随時(ただし使用期間の1か月前まで)**

貸出期間  の部分が貸出の1単位期間です。

※ 申請書(県民ギャラリー利用申込書一式)が必要な方は、美術図書室の職員にお申し出ください。また、県立美術館のホームページ上よりダウンロードもできます。

※ 休館日は郵送のみ受付します。郵送の場合は期限内必着でお願いします。

※ カレンダー中のA1~V2が貸出期間です。

※ 通常は火曜日搬入、日曜日搬出の6日間が1単位期間です。

令和7年度 前期(4月~9月)貸出予定

4月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
ギャラリー1								搬入	← A1 →					搬入	← B1 →					搬入	← C1 →					搬入					
ギャラリー2								搬入	← A2 →					搬入	← B2 →					搬入	← C2 →					搬入					

5月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
ギャラリー1							搬入	← E1 →					搬入	← F1 →					搬入	← G1 →												
ギャラリー2	← D2 →							搬入	← E2 →					搬入	← F2 →					搬入	← G2 →											

6月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
ギャラリー1																															
ギャラリー2										搬入	← J2 →					メンテナンス															

7月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
ギャラリー1								搬入	← L1 →					搬入	← M1 →					搬入	← N1 →					搬入	← O1 →					
ギャラリー2								搬入	← L2 →					搬入	← M2 →					搬入	← N2 →					搬入	← O2 →					搬入

8月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
ギャラリー1																																
ギャラリー2																																

9月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
ギャラリー1																															
ギャラリー2																															

※ 貸出期間内に、搬入、展示、撤去、搬出等に係る全ての作業を終えてください。原則として期間の初日を含めて搬入・展示を、最終日を含めて撤去・搬出を行ってください。

※ 使用できる時間は10:00~18:00です。(搬入、搬出も含めて時間内でご計画ください)。

※ 連続した2単位期間を使用の限度とします(ただし、2単位連続使用はギャラリー1、2の両室を使用する場合に限ります。2単位期間を連続して使用する場合、間にはさまれる休館日の使用はできません)。

【お問い合わせ】

県立美術館 学芸課 企画・普及担当
TEL/0985-20-3328 FAX/0985-20-3796